

転出

に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。
受付窓口欄に ☐ マークのあるものは、枠内に記載されている支所・行政センター等でも受付しています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身でご確認ください	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付・ 手続済
--	-----	----	-------	------	------------

住 所 籍	マイナンバーカードをお持ちの方	転出先でマイナンバーカードの住所変更が必要となります	転出先の市区町村	
-------	-----------------	----------------------------	----------	--

保 険	国民健康保険に加入している方	・ 資格確認書の返却 ・ 各種認定証の返却	☐	・ 資格確認書 ・ 限度額適用認定証 ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証 など	防災庁舎2階 9番窓口 国民健康保険課	
	→修学のために転出する方	・ 転出先で引き続き釧路市国民健康 保険の資格を継続する手続き	☐	・ 在学証明書		
	→住所地特例に該当する施設に 転出する方		☐	・ 在所(在園)証明書		阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に 加入している方	・ 資格確認書の返却	☐	・ 資格確認書	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	
	→北海道内へ転出する方	・ 転出先での資格確認書等の交付説明 ※ 転出先で資格確認書が交付されまし たら、旧資格確認書は処分してください	☐			
	→北海道外へ転出する方	・ 負担区分等証明書の受取 ※ 転出先へ提出してください	☐			阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
年 金	海外へ出国する方				防災庁舎2階 10番窓口 医療年金課	
	→厚生年金に加入していない 20歳から64歳までの方	・ 国民年金被保険者資格喪失届 ・ 国民年金任意加入のご案内	☐	※ 受付窓口でご相談ください		
	→年金生活者支援給付金または 20歳前からの障害による 障害基礎年金を受給している方	・ 支給停止(不支給)事由該当届	☐	・ 年金証書の写し		阿寒湖温泉支所 行政センター市民課

介 護	介護保険証をお持ちの方	・ 介護保険証の返却	☐	・ 介護保険証	防災庁舎3階 24番窓口 介護高齢課	
	要介護認定を受けていた方	・ 介護保険受給資格証明書の受取 ※ 転出先へ提出してください	☐			行政センター保健福祉課

障がい	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	・ 受給資格喪失または変更の届出	☐	(お持ちの方) ・ 重度心身障がい者医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
-----	----------------------------	------------------	--------------------------	------------------------------	-----------------------	----------------------

こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	・ 転校手続き	☐	※ 学校から、「在学証明書」と 「教科用図書給与証明書」を受領し 転出先へ提出してください	これまで通っていた学校	
	児童手当を受給している方 (0歳～18歳(高校生等)の年度末まで)	・ 資格消滅届または別居監護の申立 ※ 請求者が公務員で勤務先から支給され る場合、勤務先での手続きとなります ※ 手続先がご不明の場合、早急に勤務先 または右記窓口にお問合せください ※ 転出先での新規申請は、転出予定日 の翌日から数えて15日以内に手続き してください	☐	※ 子が転出し別居となるときは、 子のマイナンバーがわかるもの	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～18歳(高校生等)の年度末まで)	・ 受給資格喪失または変更の届出	☐	・ 子ども医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
	妊娠中の方	釧路市の妊婦一般健康診査受診票等は使えなくなるので、転出先で手続きしてください			防災庁舎4階 健康推進課	
	保育園・認定こども園・幼稚園などに 入園しているお子さんがいる方	・ 退所手続き	☐	・ 転出届の写し	防災庁舎3階 21番窓口 こども育成課	
	ひとり親家庭等に該当している方					
	→児童扶養手当の受給資格がある方	・ 住所変更	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課	行政センター保健福祉課
	→ひとり親家庭等受給者証を お持ちの方	・ 受給資格喪失または変更の届出	☐	・ ひとり親家庭等医療費受給者証	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
	特別児童扶養手当を受給している方	・ 住所変更	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課	行政センター保健福祉課

税・ 料金	上下水道の使用をやめる方	・ 使用中止の届出	☐	電話またはインターネットで 手続きができます ※ インターネットの方はこちら→ 	上下水道料金お客様 サービスセンター 0154-43-2161	行政センター阿寒・音別上下水道課
	原動機付自転車・小型特殊自動車を 所有している方	・ 軽自動車税の申告(廃車)	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 1番窓口 市民税課	行政センター市民課
	釧路市に土地や家屋をお持ちの方	・ 納税管理人のご相談 ※ 海外に転出される方は必ずお申し出 ください	☐		本庁舎1階 3番窓口 資産税課	行政センター市民課
	税・保険料の納付に関する相談がある方	・ 口座振替の届出(新規・変更・解約) ・ 納付相談	☐	(口座振替の届出をされる方) ・ 預金通帳 ・ 通帳の届出印	本庁舎1階 4番窓口 納税課	口座振替の届出のみ 行政センター市民課

その他	市営住宅を退去する方	・市営住宅の退去手続き	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎5階 一般財団法人 釧路市住宅公社 0154-31-4563 行政センター阿寒・音別建設課	
	市営墓地の使用許可を受けている方	・本籍等変更届 ・代理人届	☐	・墓地使用許可証 ・住民票等新住所を確認できるもの ・代理人の住民票 ※ 受付窓口でご相談ください	・釧路地区 本庁舎1階 5番窓口 環境保全課 ・阿寒地区、音別地区 各行政センター市民課	
	粗大ごみの処分が必要な方	・個別収集の申し込み ※ お早めにお申し込みください	☐	電話で手続きができます ・釧路地域 環境事業課(0154-24-4146) ・阿寒地域 阿寒町行政センター市民課(0154-66-2211) ・音別地域 音別町行政センター市民課(01547-6-2231)		

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

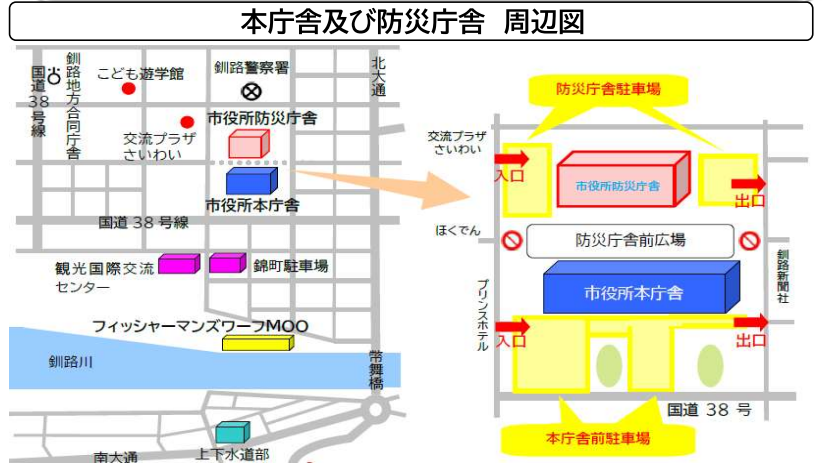
新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 住所・戸籍窓口で早急に取消の手続きをしてください。

★

釧路市役所

住 所:釧路市黒金町7丁目5番地

電話番号:0154-23-5151(代表)



● 下記に記載してある支所及び行政センターでも対応可能な手続きがあります。

- ・対応可能な手続きは、内側の表でご確認ください。
- ・阿寒湖温泉支所では、受付窓口欄に記載がなくても受付できる場合がありますので、窓口でご確認ください。

阿寒町行政センター
釧路市阿寒町中央1丁目4番1号

阿寒湖温泉支所
釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番20号

音別町行政センター
釧路市音別町中園1丁目134番地

音別町行政センター(保健福祉課)
釧路市音別町中園2丁目119番地1

開庁時間 あさ 8 時 50 分 ～ 夕方 5 時 20 分
 (土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

手続きチェックシート

転 出

(釧路市→他市町村)

忘れずにお持ちください

他の市町村へ引越しされる方へ

転出届

- ・転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です。
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

- ・国外に転出される方でお持ちの方は
マイナンバーの「通知カード」または「マイナンバーカード」

住み始めてから14日以内に、
「転出証明書またはマイナンバーカード」を
持参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください。

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認の書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、資格証>

運転免許証

マイナンバーカード

そのほか
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に
2点が
必要なもの

・資格確認書
・年金手帳 ・介護保険証
・顔写真付きの社員証 ・学生証 等

※ 年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご掲示いただきます。



関連する手続きは内側にあります。

必要書類がそろわないときは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。